

# 株式（出資）評価報告書

会社名：株式会社 ABC 殿

評価時期：平成18年12月31日

作成日：平成19年 6月 7日

松葉税理士事務所

## 1 . 株 式 ( 出 資 ) 評 価 額

貴社の株式（出資）について評価計算しましたので、ご報告いたします。

貴社の株式（出資）は、東京証券取引所や大阪証券取引所などに上場された株式と異なり、株式市場における取引価額がありませんので、国税庁が定めた「財産評価基本通達」により評価しなければなりません。

そのため、事業を継承されるご予定のご子息様やご家族に株式を贈与される場合には、株式（出資）の額面ではなく、「国税庁方式（財産評価基本通達）」に基づき計算した評価額となります。なお、相続により取得する場合も同様となります。

### 1 . 評価時期

評 価 時 期	平成18年12月31日
評価の基礎となった事業年度	平成17年 2月 1日 ~ 平成18年 1月 31日

### 2 . 株式（出資）の評価額

原則的評価方式	153,571 円	貴社の株式を多く所有する重要な株主とその関係者に適用されます
配当還元方式	25,000 円	貴社の株式の所有数が少ない株主に適用されます。

(注) 同族関係者グループの議決権割合が50%以下の場合の原則的評価額方式の評価額は、145,552円です。

### 3 . 株式（出資）評価のポイント

毎年国税庁が作成している『国税庁統計年報書』によれば、個人の財産において「株式（出資）」が、不動産、現金・預貯金に次ぐ、重要な財産となっています。

貴社のように、非上場の株式（出資）は、毎年の「会社の業績（利益）」と「配当金額」、そして評価する時の時価（相続税評価額）で計算した「会社の純資産価額」の3つの基本要素により評価額が決まります。

そのため、定期的な「株式（出資）評価診断」が大切となります。